

## everiwa wallet のサービス終了と払戻しのお知らせ

2026年12月15日（火）をもって everiwa Charger Share サービスを終了することに伴い、専用決済サービス「everiwa wallet」について、以下のとおりサービスを終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻しをさせていただきます。

everiwa wallet の残高をお持ちのお客さまは、ご利用終了日までにご利用いただくか、払戻しの申出期間内にお申出をいただきますようお願いいたします。

サービス終了及び払戻し対象となる前払式支払手段	
サービス名	everiwa wallet
サービス終了日	2026年12月15日（火）
払戻しを行う 発行者の商号	株式会社みずほ銀行
払戻しの 申出期間	2026年12月22日（火）～2027年3月25日（木）【予定】 （注）この期間内に申出がない場合、当該払戻し手続から除斥されます 払戻し手続から除斥とは、払戻しを請求する権利を消滅させること
申出方法	詳細決定しましたら、別途ご案内させていただきます ※ ただし、ホストさまの売上金については、2027年1月初旬に全額口座に入金 させていただく予定であり、売上金の口座へのお戻しについては、お申出は 不要となります。
払戻し方法	指定口座に銀行振込により払戻しさせていただきます （振込手数料はみずほ銀行にて負担いたします）

### 【お問い合わせ先】

#### ■ everiwa サポートデスク

電話番号：0120-037-124

受付時間：8:00～20:00